

アルケイアー記録・情報・歴史―
第一六号 二〇二一年十一月 一―三〇頁
南山アーカイブズ

図書館と文書館・アーカイブズ

―共通点と相違点の相互認識から、相互連携へ進むために―

古賀 崇

天理大学人間学部総合教育センター

Libraries and Archives: A Note for Mutual Understanding and Cooperation Based on Similarities and Differences

Center for Liberal Arts Education and Research, Faculty of Human Studies,
Tenri University

KOGA Takashi

Archeia: Documents, Information and History
No.16 November, 2021 pp.1-30
Nanzan Archives

- 一 自己紹介
- 二 図書館と文書館との相違点
 - 二―一 「LAM (MLA) 連携」の観点から
 - 二―二 オーストラリアでの議論から
 - 二―三 「整理・記述」の観点から
- 三 共通点(あるいは境界を引くのが難しい領域)を考える
- 四 おわりに

図書館と文書館・アーカイブズ

― 共通点と相違点の相互認識から、相互連携へ進むために ―

古賀 崇

一 自己紹介

私は学部で法律を学びましたが、その後、図書館情報学に転じました。政府情報、あるいはその情報公開について、法律の制度的なところというより、情報そのものの流れを見たいという思いが強くなったことが大きなきっかけです。

二〇〇一年のいわゆる「九・一一」のアメリカ同時多発テロ事件があった時期に、アメリカに留学していました。その後、国立情報学研究所で五年ほど助手・助教として働き、京都大学附属図書館研究開発室で任期付きの初代専任教員として三年ほど働いた後、現在の天理大学で仕事をようになりました。図書館情報学、アーカイブズ学、記録管理や文書管理の研究を並行して続けており、その流れで学習院大学院アーカイブズ学専攻の集中講義に出講しています。今（二〇二〇）年度はあいにく東京での授業はできず、Zoomでの授業を強いられました。今

年度から立命館大学大学院文学研究科にも出講し、デジタルアーカイブ関係の科目を教えています⁽¹⁾。元々は政府情報、公文書や、政府Webサイトへのアクセスとその保存について研究をしており、その流れで博物館・図書館・文書館の連携の研究も進めています。

本日の話とはあまりつながりませんが、最近のアーカイブズ関係の大きな動きとしては、国立公文書館がアーキビスト認証制度を今年度から導入し、九月いっぱいまで認証の受付を行いました。年明けに最初の認証アーキビストの公示がなされる予定です。

博物館領域では、博物館関係の業務について、一部を文部科学省が管轄していましたが、二〇一八年に文化庁に全面的に業務移管されました。その流れの中で、文化審議会の下に新たに博物館部会が設けられたり、日本学術会議の中で博物館を取り扱う分科会において、博物館法改正を巡る議論や提言があり、そのことを私が図書館関係者に向けて紹介する機会がありました⁽²⁾。そのときの発表スライドは公開しており、私のresearchmapのウェブサイトにリンクを付けています。本日の発表スライドも、できるだけ早いうちにresearchmapからアクセスできるようにしたいと考えています⁽³⁾。

二 図書館と文書館との相違点

二一 「LAM (MLA) 連携」の観点から

図書館と文書館の相違点を述べるときに、三つの観点があります。まずはMLA連携の観点からです。MLAという言葉の方が通用しやすいですし、この八月に刊行された『図書館情報学用語辞典』の最新版（第五版、丸善出

版⁴)にもMLA連携という項目がありますが、実はLAMの言葉の方がよいのではないかとというのが私自身の考えで、近畿大学司書課程の田窪直規先生も同じような提言をしています。二〇一〇年に田窪先生がMLA連携のついでの論考を書いており、その後、私が、図書館情報学を日本でリードしてきた根本彰先生の下、「シリーズ図書館情報学」の中でMLA連携についての論考を書きました⁵。以下、これらの論考に基づき説明いたします。

図書館、文書館、博物館の差異を考えると、LとMの中間にあつて仲介ができるのがA(文書館・アーカイブズ)の位置付けではないかと思えます。情報組織化関連の英語文献も、田窪先生が別途行われたレビューを見るとLAMの表記が多数です⁶。また、G(美術館)を頭に付けてGLAMという言い方も定着しつつあるので、MLAよりもLAMの言い方がよいのではないかというのが私の考えです。

LAMの差異を考えると、三つのポイントがあります。一つ目は扱う資料です。図書館は、メッセージ(記されている内容)や、書かれている文字を読み解くところに力点があります。博物館はモノの取り扱いが中心で、文書館はその中間、つまりメッセージの分析だけでなく、それがどのような紙に書かれているのかというモノの分析にも力点があります。複製と原本という側面で言うと、図書館の世界では、同じ本がさまざまな図書館に散らばって存在していて、どの本がどの図書館にあるのかをCIN:Booksなどで確認することができます。一方で博物館の世界では、いわゆる一点ものを取り扱います。文書は、一点もの場合もあるでしょうけれども、同じ文書が複数の宛先に送られる場合も考えられます。また、資料の定型化・標準化という側面で言うと、図書館に置かれている図書や雑誌などの資料は物理的なサイズが大体整っていますし、雑誌の中の記事や論文に関しても体裁が大体整っていると思います。文書も同じように体裁が大体整っていて、一定の書式に基づいて日付があり、宛名があり、送り主があり、主題があり、本文がありという感じになっていると思います。一方で、博物館や美術館に収められ

るものは必ずしも決まった形があるわけではなく、サイズもばらばらです。

二つ目は、資料の管理の態様と利用者サービスです。これは、利用者が資料の原本に直接手を触れることなどの程度許されるかということです。図書館は、基本的に貸し出しという形で利用者が直接手に取るのが大前提です。博物館は、複製を作らない限り、資料に直接手を触れることは基本的にNGです。文書館の文書は、手袋をする、マスクを着ける、口にハンカチを当てるなど、一定の条件の下で必要な文書の閲覧が許される場合もありますが、一点ものの文書については保存・保護を考える必要性が大きいです。ここでも、図書館と博物館の間に文書館・アーカイブズが位置していると言えます。ただ、デジタルアーカイブが普及し、ジャパンサーチという日本のデジタルアーカイブのポータルサイトの正式運用が今年（二〇二〇年）八月から始まり、LAMをまたがる多様なデジタル上の複製を見られるようになってきています。あくまでWeb上の複製に限られますが、LAMの差異が縮まってきているという側面があります。

三つ目は、担当専門職の調査・研究スキルです。図書館は利用者へのサービスを重視し、一方で博物館は資料の特性や内容に関する調査・研究のスキルを重視します。文書館はその中間で、利用者に対する文書閲覧サービスもあれば、資料を調査し、その結果を文書館の紀要や学術雑誌に載せることもあります。これは資料の定型化・標準化の側面とも連動しています。図書館の場合は、古典籍を書誌学的に分析するという研究もあり得ますが、図書館にある資料は基本的には同じものがさまざまな図書館に置かれています。博物館の場合は、資料の定型化という側面は薄く、そういう状況も踏まえた上で資料に対する調査・研究を行う必要があります。ここでもやはりLAMという言い方にした方が適切なのではないかと考えています。

二二二 オーストラリアでの議論から

次に、オーストラリアでの議論をもとに、図書館と文書館の相違点について説明します。西オーストラリア州の政府が、二〇一七年に、デジタル・コレクション・システムの共有およびサービスの増大、つまりデジタルの技術を使って図書館および文書館の資料へのアクセスを増大させようということで、州のアーカイブズ機関を州図書館の一部に位置付ける、組織改編を行いました。オーストラリア・アーキビスト協会、その他アーカイブズ関係者は、この州政府の組織改編に対し、図書館と文書館アーカイブズの相違点を単純化しているのではないかという危機感を抱きました。

この出来事に関係する発表が日本でも行われており、学習院大学大学院のアーカイブズ専攻で学んでいる大木悠佑さんが発表したものを、私がまとめて参加記の形で提示しています⁽⁹⁾。また、Cassie Findlayさんが二〇一九年一月に立教大学に招へいされて講演を行いました。Findlayさんは長らくシドニーでアーカイブズの仕事をされた後、有名なパレル企業のGap社に転職し、サンフランシスコで活動されていた際に、オーストラリアで生じた事態を踏まえた講演を行いました。その日本語訳には私も加わっており、立教大学のリポジトリで見ることが出来ます⁽¹⁰⁾。

大木さんやFindlayさんの発表ないし講演で示されたのが、二〇一七年一二月にオーストラリア・アーキビスト協会が公示した「デジタル時代のアーカイブズと図書館」という宣言です⁽¹¹⁾。この宣言に先立ち、オーストラリア・アーキビスト協会は州政府に対し、今回の制度の問題点について声明を発表しています⁽¹²⁾。この宣言では、先の声明で提示した問題点も踏まえ、アーカイブズと図書館、あるいはそこで扱う資料の違いを明確にするため、対比表（本稿の表）を提示しています。

表 アーカイブズと図書館の違いの要約

アーカイブズ	図書館
記録の特定、保護、アクセスの提供を専門とする	出版された情報の受入と管理を専門とする
記録を集合として扱い、しばしばそれは大きな規模で、その作成の背景に基づいて扱う	たいてい、もっとばらばらの、個別レベルで、資料や定期刊行物などを管理する
長期間にわたって、記録に対するアクセスの、多様な変化する必要条件を管理する。それには法律、政府または企業の方針、著作権などが含まれる	所蔵資料の大部分にオープン・アクセスを提供する一方で、たいていは著作権法に基づいてアクセス制限をかける
適切に記録へのアクセスを提供するとともに、ふさわしい証拠を保管することを通して説明責任を支える	主な関心は情報への簡単で平等なアクセスを提供すること
記録の出所についての文脈情報を付与して管理し、また長期にわたってその情報の変化を監視する専門家である	主題に基づく分類を適用する図書館の目録システムの専門家である
法律、社会的な期待、その他の必要条件を考慮しながら、記録の破棄についての決定をして実行する	図書館の方針や利害関係者の関与によって、資料を取り除く

出典: Findlay, Cassie (中村百合子、古賀崇、エレン・ハモンド訳)「アーカイブズとレコードキーピング—オーストラリアの視点—」、『St. Paul's Librarian』三八号、二〇一九年、四四頁。http://id.nii.ac.jp/1062/00017956 なお、強調は原文通り。また、出典元による利用条件 (Creative Commons BY-NC-ND <表示 - 非営利 - 改変禁止> 3.0) に基づき転載する。

具体的には、次のような違いが、この対比表では示されています。(1) アーカイブズは記録を扱っている一方で、図書館は出版されたものを扱っているという違い。(2) アーカイブズは記録を集合として扱っている一方で、図書館は出版物を個別レベルで一点一点管理しているという違い。(3) アーカイブズは記録に対するアクセスについてさまざまな方針に基づき必要条件を管理している一方で、図書館はデジタル化された資料についてオープンアクセスを推進しつつ、著作権法に基づきアクセス制限をかけているという違い。(4) アーカイブズは証拠を保管することを通して説明責任を支える役割を持っている一方で、図書館は情報への簡単で平等なアクセスを提供

しているという違い。(5) アーカイブズは記録の出所についての文脈情報を付与して管理している一方で、図書館は主題に基づく分類を適用しているという違い。(6) アーカイブズは法律や社会的な期待など、必要条件を考慮しながら記録の破棄について決定・実行している一方で、図書館は施設の方針や利害関係者の関与によって資料を取り除くという違い。最後の(6)については、資料が物理的に閲覧に耐えられない状況だったり、図書館のスペースが足りないなどの事情から資料を除籍することがあります。このあたりは司書資格科目の履修者の方々も学ぶことになると思います。こういった六つの相違点について、オーストラリアのアーキビスト関係者は対比表を通じて提示したわけです。

まとめると、組織内の業務に密接に関わる「記録」と、広く公開する前提の「出版物」という違いがあり、記録に対し、いつ、どのようにアクセスを認めるかについてはさまざまな条件が加わることで、記録の出所に力点を置くのか、あるいは主題に力点を置くのかといった、記録の整理・記述をめぐる違いが大きいのではないかと考えられます。図書館の世界では、司書資格科目の履修者の方々は書誌コントロール(情報資源組織化)に関係する内容を学ぶこととなりますが、アーカイブズの世界での整理・記述はそれとは違うということになります。

ちなみに、オーストラリア・アーキビスト協会の宣言の中では一貫して記録(レコーズ)という言葉がされています。記録の厳密な定義はオーストラリアの国家標準が大元になっていて、それを基にして記録管理のための国際標準であるISO15489-1ができており(二〇〇一年策定、二〇一六年改訂)、さらにそれを基にして日本工業規格(JIS X 0902-1)ができています(二〇〇五年策定、二〇一九年改訂)。最新版(二〇一九年版)のJISに基づくと、記録とは、「法的な義務の遂行において又は業務の処理において、組織又は個人によって証拠及び資産として作成、受領及び維持された情報」と定義されています。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

一方で、文書は、単に作られて内部で流通しているものという定義になります。日本では文書の扱いが大変軽んじられており、文書そのものを捨てたので証拠が残っていないというような形でさまざまな問題も生じています。また、出版物のような体裁を取るけれども流通範囲が限られる資料、例えば行政文書のようなものもあり、文書というと非常に曖昧な表現になってしまいます。表記の仕方については迷うところですが、以降は「記録（文書）」という表記で話を進めたいと思います。

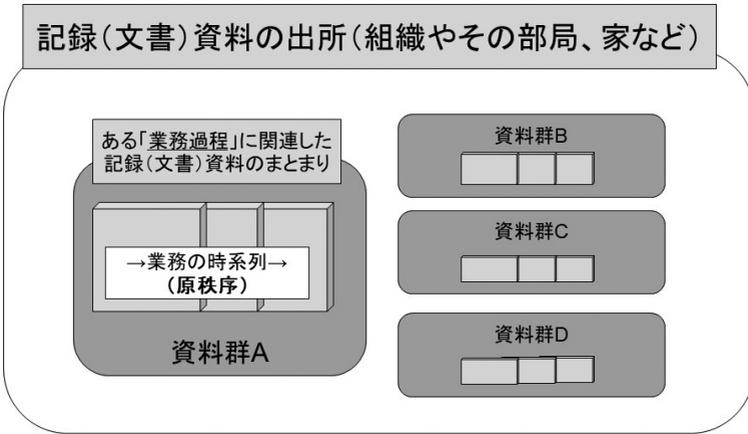
図書館とアーカイブズの共通点、相違点に関しては、二〇一五年に米国で Archives in Libraries (Society of American Archivists) とどうまとまった本が出ており、私が文献紹介を行っています⁽²⁾。

二・三 「整理・記述」の観点から

次に、整理・記述の観点から、図書館と文書館との相違点を申し上げます。ここでは二つの大きな原則があります。一つは出所原則です。先ほどの対比表の説明の中でも出所というポイントを申し上げましたが、記録（文書）資料というのは、それを作成・授受・保管してきた機関・組織・団体ごとに出所があり、そのまとまりを資料群として捉えます。一つの出所を持つ資料群は他の出所を持つ資料群と混ぜて整理してはいけません。同じ主題を扱っていても、出所が違えば出所ごとにまとめなければなりません。もう一つは原秩序尊重の原則です。資料群には、それを作成した機関や個人などの業務・活動を反映している原秩序があり、資料のまとまりやその順序などをむやみに変更してはいけません。

こうした点をイメージ（本稿の図）として提示しておきます。つまり、業務過程に関連した記録（文書）資料のまとまりがあり、その中では業務の時系列に沿った記録の整理がされています。これを資料群として、業務ごとに

図 記録（文書）資料・資料群の階層構造



出典：古賀崇「文書資料と文書館・アーカイブズ（第二部第五章）」日本図書館情報学会研究委員会編『情報の評価とコレクション形成』（わかる！図書館情報学シリーズ 第二巻）勉誠出版、二〇一五年、一六〇頁（一部修正）。

さまざまな資料群が存在しており、これらの大元となるのが出所（組織やその部局、家など）という形になります。このイメージについては、日本図書館情報学会が二〇一五年にまとめた『情報の評価とコレクション形成』という本の中で書かせていただきました。¹⁷⁾

アーカイブズでの「記述」を巡る特色について、学習院大学でアーカイブズ学の博士号を取得し、現在は創価大学の講師を務める坂口貴弘さんの示唆を受けて私なりにまとめると、基本的な記述単位は、個別の記録（文書）ではなく集合体としての群にあるということになります。また、記録（文書）資料からは得られないメタデータが多いため、書かれていないことを担当者が調べて、それを踏まえて整理・記述を行う必要があります。つまり、その記録（文書）資料が一体何のために書かれていたのかということについては、いろいろと調査した上でまとめていく必要性が高いということですね。それから、記録（文書）資料が作成・管理された背景についての記述が重要視されます。坂口さんいわく、「図書館業務という『目録作成のための記述』に

比べ、アーカイブズの領域では、より広い意味で『記述』の言葉を用いる」ということです。⁽¹⁸⁾ 記述に基づき、目録や、全体の解説を含めた目録（ファインディングエイド）がアーカイブズの世界では作られ、利用されるという流れになります。

三 共通点（あるいは境界を引くのが難しい領域）を考える

次に、共通点（あるいは境界を引くのが難しい領域）を考えたいと思います。図書館界でよく使われる言葉で、「灰色文献」という言葉があります。刊行や所在の確認、入手が困難な資料というのがこの言葉の元々の定義ですが、インターネットの普及・活用により、差し当たりの所在の確認については比較的容易になっています。ただ、それで永続的に所在が確認できるか、ここにアクセスすれば確実にWeb上の資料が見つかるかと言えるかどうかについては問題があります。アップされていたのに、いつの間にか消えているという事態は多々あるため、灰色文献の取り扱いについては、図書館として新たな形で考えなければならぬと思います。⁽¹⁹⁾

政府・自治体の場合は、行政資料、議会資料、司法資料といったさまざまな公的資料があります。それらは、公刊されるか否か、あるいはどの範囲まで流通しているのかの境目が曖昧な場合も多いです。例えば法学の世界では、裁判の判決文について、どういうものが公刊されるのか、先例として重要視される判例であつてもきちんとした形で公刊されていないものもあるという指摘が、法学者や法情報学者の立場からなされています。⁽²⁰⁾ また、民事判決原本について、明治から蓄積されていたものが廃棄される危機が二十年近く前にありましたが、これはいったん各地の国立大学が引き取った後、国立公文書館に移管され、今はそちらで利用できるようになっています。⁽²¹⁾

Web上の資料・情報について、オープンデータということを国や自治体が盛んに発信していますが、その長期的利用がどれだけ保障されているのか、あるいはオープンデータの保存について、図書館や文書館がどのような形で役割やシステムを担っていくのかということも今後考えなければいけません⁽²⁾。この点については、神奈川県立図書館が、同県の情報公開広聴課（県政情報センター）、同県立公文書館と連携し、「神奈川県行政資料アーカイブ」というものを公開しています。データの形での発信もそうですし、紙媒体の刊行物、報告書のようなものもこちらで管理しています。つまり、県の刊行物やデータのリポジトリのような仕組みと考えていただければよいと思います⁽³⁾。

大学の場合は、履修の手引きやシラバス、教員向け教務ガイドなど、広く公開されずに大学の中で収まっている学内向けの資料について、どう扱うのかという問題があります。大学によってはペーパーレス化が進んでおり、学外に対しても、あるいは学内の学生に対しても、シラバスを紙で刊行せずにネットで見てもらうという流れが進んでいる大学もあります。もう一つ大学の中で問題になってきているのは、研究データの保存・活用です。研究不正への対処として、研究データについては原則として十年間保存することになっています⁽⁴⁾が、そういったデータを研究公正のために保存するだけではなく、幅広く利用してもらおうという方向性も考える必要があるのではないかと思います。これについては、東京基督教大学図書館の阿部伊作さんが私立大学図書館協会の助成による研究報告書をまとめており、図書館とアーカイブズをつなぐさまざまなヒントを提起しています。これもWebで見ることができ、履修の手引きなどを含め、学内において軽視されている資料の収集・整理・保存を整備すれば、学内組織の記録に関する利用者の理解が進み、そこからさまざまな進展ができるだろうということ、図書館資料とアーカイブズ史料をつなぎ止める学内刊行物に光を当てて、そこから取り組みを始めるのがいいのではないかというのが阿部さんの提案です⁽⁵⁾。

四 おわりに

「残す／捨てる」の判断に、まずは敏感にならなければいけません。日本はどうしても片付けや断捨離が前面に出てきてしまうのが現状です⁽²⁶⁾。元々は行政の方で、文書をいかに整理し、片付けるかという運動が進んでいったのですが、そこには、アメリカの考え方を日本では断片的にしかり取り入れられなかったという背景があることが、先に紹介した坂口さんの博士論文を基にした研究書で検証されています⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。

学内刊行物を含め、図書にせよ記録（文書）にせよ、どのようなものが自らの組織のために活用されたのかというところに光を当てて、「残す／捨てる」ということを考えなければいけません。

これからはポーンデジタルという形で、イントラネットで提供されるさまざまな情報や電子メール等に関する保存の取り組みやツールについても、図書館とアーカイブズで共有することが大事になってくるのではないかと思います。これについては、国立国会図書館に勤められた後、二〇一八年に聖学院大学の司書課程の先生になられた塩崎亮さんが、聖学院大学のリポジトリなどで精力的に研究・発信を継続しており、そういった取り組みも今後の連携の鍵になるのではないかと思います⁽²⁹⁾。

※註は講演録を活字化するにあたってつけました。註で挙げた文献の一部については、スライドでの文献と重複している点があることを、おことわりしておきます。また、講演の後に刊行され、参考になる著作などについても、註で補っています。URLは二〇二一年九月一四日時点のものです。

なお、本稿および、その元となる講演は、JSPS科研費JP19K12708による成果の一部です。

- (1) 先方の事情により、講演者の立命館大学への出講は二〇二〇年度のみで、いったん終了した。
- (2) 古賀崇「図書館・文書館・博物館の連携をめぐる現状と課題―図書館・博物館領域での日本の新たな政策動向を踏まえ―」令和二年度図書館を学ぶ相互講座(第七回)・兼・日本図書館研究会図書館サービス研究グループ二〇二〇年九月研究例会発表。https://doi.org/10.13140/RG.2.2.13480.19208 また、要旨は下記にてまとめている。古賀崇「図書館サービス研究グループ研究例会報告(2020年9月研究例会)」『図書館界』七二巻五号、二〇二二年、二四一頁。https://doi.org/10.20658/hoshokankai.72.5_237
- (3) Researchmap の URL は下記の通り。https://researchmap.jp/T_Koga_Govinfo。また、今回の発表スライドは下記にて公開しているが、本誌今号での収録分は、さらに若干の修正を施している。https://doi.org/10.13140/RG.2.2.16427.673643
- (4) この用語辞典は冊子版のほか、ウェブ版として、コトバンク(無料。https://kotobank.jp) およびジャパンナレッジ(有料、要契約)にて利用可能。
- (5) 田窪直規「博物館・図書館・文書館の連携、いわゆるMLA 連携について(巻頭総論)」日本図書館情報学会研究委員会編『図書館・博物館・文書館の連携』(シリーズ図書館情報学のフロンティアNo. 10) 勉誠出版、二〇一〇年、一一二頁。なお、講演者は本書の編集委員代表を務めた。
- (6) 古賀崇「MLA 連携(5.3)」根本彰編『情報資源の社会制度と経営』(シリーズ図書館情報学 3) 東京大学出版会、二〇一三年、二四二―二五六頁。
- (7) 田窪直規「LOD時代の書誌コントロール」英語文献調査: 2011―2013上期一同「LOD時代の書誌コントロール」英語文献調査: 2013下期―2014末」日本図書館研究会情報組織化研究グループ 二〇一五年五月・七月月例研究会報告。それぞれの資料等は下記にて確認可。http://josoken.digick.jp/meeting/history.html
- (8) ジャパンサーチ https://jsearch.go.jp/ 正式運用開始時点でのジャパンサーチの概要や背景については、下記を参照。「特集 ジャパンサーチ」『デジタルアーカイブ学会誌』四巻四号、二〇一〇年、三二九―三五九頁。https://www.jsstage.jst.go.jp/browse/jsda/4/_contents/-char/ja
- (9) 古賀崇「デジタル時代のアーカイブズの行方を探る―日本アーカイブズ学会2019年度大会 自由論題研究発表会・第1会場の各発表をもとに―」『アーカイブズ学研究』三二一号、二〇一九年、六六一―七二二頁。https://doi.org/10.32239/archivalscience.31.0_66

- (10) Findlay 氏はその後、オーストラリアに戻り、二〇二一年九月時点でシドニーの *eleven M* という、プライベートシーや情報セキュリティ関連のコンサルティング企業に勤めている。 <https://elevenm.com/our-team/>
- (11) (原文) Findlay, Cassie, 'Archives and Recordkeeping: An Australian Perspective', 『St. Paul's Librarian』三八号(二〇一九年、三一一―四二頁)。 <http://id.ni.ac.jp/1062/00017955/> (日本語訳) Findlay, Cassie (中村百合子・古賀崇・エレン・ハモンド訳)「アーカイブズとレコードキーピング―オーストラリアの視点―」『St. Paul's Librarian』三八号(二〇一九年、四三―五二頁)。 <http://id.ni.ac.jp/1062/00017956/>
- (12) Australian Society of Archivists, Archives and Libraries in the Digital Age. December 4, 2017. <https://www.archivists.org.au/documents/item/1198>
- (13) Australian Society of Archivists, Statement of Position: Merger of SRO (WA) with the State Library of WA. July 19, 2017. <https://www.archivists.org.au/documents/item/1093/>
- (14) ISO 15489 の改訂過程や初版・改訂版の相違点、改訂版のポイントなどについては、下記が参考になる。小谷允志「記録管理の国際標準―ISO 15489 を読み解く―(第一回～第六回)」『月刊IM』二〇二〇年一・二月号(二六―一九頁)、二〇二一年一・二月号(三六―四〇頁)、同三・四月号(三六―三九頁)、同五・六月号(三〇―三三頁)。
- (15) 同七・八月号(二四―二七頁)、同九・一〇月号(三一―三五頁)。各号とも下記にて閲覧可能。 <https://www.jina.or.jp/im/im2021/index/>
- (16) (15) での ISO など、記録やアーカイブズに関する主な国際標準については、前掲注(9)でも説明されているほか、下記でも概説した。古賀崇「デジタル時代のアーカイブズとアーキビスト(第八講)」大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト―記録を守り伝える担い手たち―』大阪大学出版会、二〇二一年、一八五―二〇七頁。
- (17) 古賀崇「ジャネット・バステアンほか『図書館の中のアーカイブズ―図書館員とアーキビストが協働するために知っておくべきこと―』(米国アーキビスト協会、2015) (文献紹介)」『レコード・マネジメント』七〇号、二〇一六年、一―一四頁。 https://doi.org/10.20704/rmsj.70.0_111
- (18) 図1を含め、この二・三節の内容について、より幅広く知るには下記を参照。古賀崇「文書資料と文書館・アーカイブズ(第二部第五章)」日本図書館情報学会研究委員会編『情報の評価とコレクション形成』(わかる! 図書館情報学シリーズ 第二巻) 勉誠出版、二〇一五年、一五三―一六七頁。
- (19) 坂口貴弘「米国におけるアーカイブズ記述規則―AACR 2との関係を中心に―」日本図書館研究会情報組織化研究グループ二〇〇九年一〇月 月例研究会報告『EAD, EAC, EAG, そしてDACS―アーカイブズ情報の共有・交換は

- 実現するか―』<http://fosoken.digic.jp/meeting/2009/200910.html> なお、同じ論者による下記の論考もあわせて参照。坂口貴弘「アーカイブズの編成・記述とメタデータ」『情報科学と技術』六〇巻九号、二〇一〇年、三八四―三八九頁。https://doi.org/10.1891/9/jkg.60.9_384 同「アーカイブズの整理と公開」『創価教育』一〇号、二〇一七年、三三―四六頁。<https://hdl.handle.net/10911/4973>
- (19) 灰色文献に関する最近の動向については、例として下記を参照。池田貴儀「灰色文献のいま―2010年代の動向を中心に―」『カレントアウェアネス』三四〇号、二〇一九年、一五―一九頁。<https://doi.org/10.11501/11299456>
- (20) 例として下記を参照。指宿信「法情報学の世界」第一法規、二〇一〇年。特に「判例情報提供のあり方（第三章第一節）五六―七九頁。星野豊「民事訴訟記録の閲覧と「判例研究」のあり方」『末川民事法研究』第四号、二〇一九年、三五―四七頁。<https://doi.org/10.34382/00006708>
- (21) 例として下記を参照。梅原康嗣、村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について―民事判決原本利用のための手引―」『北の丸』四四号、二〇一二年、三九―一五四頁。<http://www.archives.go.jp/publication/kitu/044.html>
- (22) この点については下記などで論じている。古賀崇「政府・自治体の情報公開とアカウンタビリティ―「適及的検証」の実現のために―」『アーカイブズ学研究』二九号、二〇一八年、六二―七六頁。https://doi.org/10.32239/archivalscience.29.0_62
- (23) 神奈川県図書館「神奈川県行政資料アーカイブ」<https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/find-books/administrative-materials/> 下記もあわせて参照。白石智彦「神奈川県行政資料アーカイブによる行政資料へのアクセス」『情報の科学と技術』六八巻一〇号、二〇一八年、四九五―四九九頁。https://doi.org/10.1891/9/jkg.68.10_495
- (24) 例えば日本学術会議は、研究不正防止策の一環として、「論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする」と提言している。日本学術会議「回答 科学研究における健全性の向上について」二〇一五年、三頁および八頁。<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf>
- (25) 阿部伊作「大学図書館における大学アーカイブズ（学内組織記録）の扱い―大学図書館と文書館機能機関との補完関係について―」私立大学図書館協会研究助成二〇〇九―二〇一〇年度個人研究報告書。<https://www.jaspl.org/pre/josai/>
- (26) この点を論じた例として下記を参照。「現代の記録管理状況と課題を探索対談―壺阪龍哉が次世代の記録感性を探索―（第二章）」高山正也監修・壺阪龍哉ほか著『文書と記録―日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道―』樹村房、二〇一八年、三二―三五頁。特に「八 記録管理教育」五〇―五二頁。

- (27) 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理―米国型記録管理システムの形成と日本―』勉誠出版、二〇一六年。特に「第三部 近現代日本における米国型記録管理システムの導入（第六章―第八章）」二四三―三七〇頁。
- (28) ここで記した論点を含め、日本における文書・記録類の扱いにつき、長期間にわたる歴史的観点で解説した著作として、下記の一読を強く推奨したい。松永昌三ほか編『情報文化』（郷土史大系）朝倉書店、二〇二〇年。
- (29) ここでは下記二点のみを例として挙げておく。塩崎亮「パーソナルデジタルアーカイブは100年後も「参照」されうるか（第七章）」根本彰・齋藤泰則編『レファレンスサービスの射程と展開』日本図書館協会、二〇二〇年、一六三―一八三頁。同「個人による情報管理とパーソナルデジタルアーカイビング―アーカイブズおよび記録管理領域に対する示唆―」『聖学院大学論叢』三二巻二号、二〇二〇年、一一―一六頁。
<https://doi.org/10.15052/00003715>

図書館と文書館・アーカイブズ：
共通点と相違点の相互認識から、
相互連携へ進むために【内容は発表時のもの】

「南山アーカイブズ設立5周年記念
アーカイブズと図書館：大学におけるLA連携の可能性」
(2020年10月14日、オンライン開催)

古賀 崇 (天理大学人間学部総合教育研究センター・図書館司書課程)

https://researchmap.jp/T_Koga_Govinfo

1

本日の内容

- ・自己紹介
- ・図書館と文書館との相違点
 - ・「LAM (MLA) 連携」の観点から
 - ・オーストラリアでの議論をもとに
 - ・「整理・記述」の観点から
- ・共通点 (あるいは境界を引くのが難しい領域) を考える
- ・おわりに

2

自己紹介

3

経歴

- ・東京大学法学部第3類（政治コース）卒業後、東京大学大学院教育学研究科修士・博士課程（単位取得退学）および米国シラキュース大学大学院情報学研究科で図書館情報学を学ぶ
- ・国立情報学研究所（NII）助手・助教（2004～2008）
- ・京都大学附属図書館研究開発室 准教授（初代専任教員 2009～2012）
- ・天理大学図書館司書課程 准教授・教授（2012～）
- ・ほか、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻、立命館大学大学院文学研究科に出講

4

研究テーマ

- ・政府情報の管理・保存・アクセスに関する制度・政策的課題 から、以下に派生
 - ・情報政策一般
 - ・博物館・図書館・文書館の連携（いわゆるMLA連携、あるいはLAM連携）
 - ・デジタルアーカイブの国際比較・批判的研究
 - ・新たな情報技術（デジタル・フォレンジックなど）の情報資源管理領域（図書館、アーカイブズなど）への適用

5

ごく最近の「連携」についての拙発表

- ・古賀崇「図書館・文書館・博物館の連携をめぐる現状と課題：文書館・博物館領域での日本の新たな政策動向を踏まえ」令和2年度 図書館を学ぶ相互講座 第7回（共催：日本図書館研究会 図書館サービス研究グループ 2020年9月研究会）、2020年9月26日、大阪府立中之島図書館・別館
- ・国立公文書館のアーキビスト認証制度、および、文化審議会博物館部会や日本学術会議・分科会による博物館法改正をめぐる議論・提言などを取り上げる
- ・発表スライド：<https://doi.org/10.13140/RG.2.2.13480.19208>

6

図書館と文書館との相違点(1)：
「LAM (MLA) 連携」の観点から

7

以下の論考・拙稿に基づき

- ・田窪直規「博物館・図書館・文書館の連携、いわゆる MLA連携について」『図書館・博物館・文書館の連携（シリーズ図書館情報学のフロンティア10）』日本図書館情報学会研究委員会（編），勉誠出版，2010
- ・古賀崇「MLA連携」『情報資源の社会制度と経営（シリーズ図書館情報学3）』根本彰（編），東京大学出版会，2013

8

「LAM連携」の言い方が、より適切？

- ・L・A・Mの差異を考えると、LとMの中間にあり、また仲介ができるのがAの位置づけ
- ・英語文献（少なくとも情報組織化関連）を見ても、「LAM」の表記が多数に
- ・さらに「GLAM」の表記も定着しつつある
 - ・G=ギャラリー、美術館
- ・後述の「オーストラリア・アーキビスト協会」からの「宣言」でも「GLAM」の表記あり

9

LAMの差異(1)：扱う資料

- ・「メッセージ」（記されている内容）と「モノ」の側面
- ・Lは前者、Mは後者を志向 / Aはその中間
- ・「複製と原本」の側面も同様

- ・資料の定型化・標準化の側面

10

LAMの差異(2)： 資料の管理の態様と利用者サービス

- ・資料の保護の必要性和、「外部からの利用の促進」の必要性
- ・利用者が「資料の原本に直接手を触れる」ことが、どの程度許容されるかどうか

- ・ここでもL、Mの差異と、その中間のAという位置づけが認められる
- ・ただしデジタルアーカイブ（原本の複製と公開）により、差異は縮まっている？

11

LAMの差異(3)： 担当専門職の調査・研究スキル

- ・資料の特性や内容に関する調査・研究のスキルが、担当専門職にどれだけ求められているか
- ・あるいは「利用者へのサービス」の側面がどれだけ強いのか
- ・「資料の定型化・標準化」の側面とも連動

- ・ここでもやはり、L-A-Mの相対的位置づけが認められる
- ・Lはサービス志向、Mは資料に対する調査・研究を志向
- ・Aはその中間

12

図書館と文書館との相違点(2)： オーストラリアでの議論をもとに

13

背景

- ・西オーストラリア州政府が、2017年に「デジタル・コレクション・システムの共有およびサービスの増大」を図る意図も含めて州アーカイブズ機関を州図書館の一部に位置づける
- 同州政府のL・Aの相違点への無理解・単純化に対し、オーストラリア・アーキビスト協会（ASA）ほか、アーカイブズ関係者が危機感を抱く

14

背景（つづき）

- ・関連発表等
- ・大木悠佑「デジタル時代にアーカイブズ機関が果たす役割とは：西オーストラリア州アーカイブズの組織改編を事例に」日本アーカイブズ学会2019年度大会 自由論題研究発表会（2019年4月21日、学習院大学）
- ・古賀崇「デジタル時代のアーカイブズの行方を探る：日本アーカイブズ学会2019年度大会 自由論題研究発表会・第1会場の各発表をもとに」『アーカイブズ学研究』(29),2019
- ・Findlay, Cassie. (中村・古賀・ハモンド訳) 「アーカイブズとレコードキーピング：オーストラリアの視点」『St. Paul's Librarian』(33), 2019. <http://id.nii.ac.jp/1062/00017956/>

15

ASA宣言「デジタル時代のアーカイブズと図書館」

- 2017年12月にASAが公表
- 同年7月の州政府に対する声明につき
 - <https://www.archivists.org.au/documents/item/1093/>
- デジタル時代においてアーカイブズ・アーキビストが果たすべき役割を、政府ほかさまざまな組織や、社会に広く伝えることが目的
- 原文：<https://www.archivists.org.au/documents/item/1198>
- 次スライドからの対比表はFindlay講演の日本語訳に基づく

16

ASA宣言での対比表より(1)

アーカイブズ	図書館
記録の特定、保護、アクセスの提供を専門とする	出版された情報の受入と管理を専門とする
記録を集合として扱い、しばしばそれは大きな規模で、その作成の背景に基づいて扱う	たいてい、もっとばらばらの、個別レベルで、資料や定期刊行物などを管理する
長期間にわたって、記録に対するアクセスの、多様な変化する必要条件を管理する。それには法律、政府または企業の方針、著作権などが含まれる	所蔵資料の大部分にオープン・アクセスを提供する一方で、たいていは著作権法に基づいてアクセス制限をかける

17

ASA宣言での対比表より(2)

アーカイブズ	図書館
適切に記録へのアクセスを提供するとともに、ふさわしい証拠を保管することを通して説明責任を支える	主な関心は情報への簡単で平等なアクセスを提供すること
記録の出所についての文脈情報を付与して管理し、また長期にわたってその情報の変化を監視する専門家である	主題に基づく分類を適用する図書館の目録システムの専門家である
法律、社会的な期待、その他の必要条件を考慮しながら、記録の破棄についての決定をして実行する	図書館の方針や利害関係者の関与によって、資料を取り除く

18

古賀なりにまとめると...

- ・組織内の業務に密接にかかわる「記録」と、広く公開する前提の「出版物」との違い
- ・記録に対し「いつ、どのようにアクセスを認めるか」は、さまざまな条件が加わる
- ・記録の「整理・記述」をめぐる違い
- ・図書館界でいう「書誌コントロール（情報資源組織化）」に相当

19

補足：日本語でいう 「記録」と「文書」との違い

- ・「記録」の厳密な定義は、JIS X 0902-1（初版2005、改訂2019）が定める
- ・オーストラリアの国家標準が大元→ISO 15489-1（初版2001、改訂2016）をJIS化
- ・「法的な義務の遂行において又は業務の処理において、組織又は個人によって証拠及び資産として作成、受領及び維持された情報。」
- ・以下、「記録（文書）」と表記しておく

20

関連：米国の事情に関する参考文献

- ・Bastian, Jeannette A., et al. *Archives in Libraries: What Librarians and Archivists Need to Know to Work Together*. Society of American Archivists, 2015.
- ・古賀による文献紹介：『レコード・マネジメント』（70）, 2016. https://doi.org/10.20704/rmsj.70.0_111

21

図書館と文書館との相違点(3)： 「整理・記述」の観点から

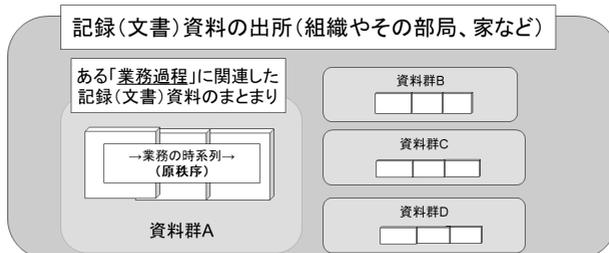
22

2つの大きな原則

- ・ 出所原則
 - ・ 記録（文書）資料につき、それを作成・授受・保管してきた機関・組織・団体ごとのまとまり＝「資料群」として捉える
 - ・ ひとつの出所をもつ資料群は、他の出所をもつ資料群と混合して整理してはならない
- ・ 原秩序尊重の原則
 - ・ 上記のような資料群には、それを作成した機関や個人などの業務・活動を反映している原秩序がある
 - ・ 資料のまとまりやその順序などの現状を、むやみに変更してはならない

23

イメージ図



出典：古賀崇「文書資料と文書館・アーカイブズ（第2部第5章）」『情報の評価とコレクション形成（わかる！図書館情報学シリーズ2）』日本図書館情報学会研究委員会編、勉誠出版、2015、p.160。（一部修正）

24

アーカイブズでの「記述」をめぐる特色

- 基本的な記述単位は、個別の記録（文書）ではなく集合体としての資料群にある
 - 出所にもとづく記述の合理性
 - 記録（文書）自体の多さ
- 記録（文書）資料からは得られないメタデータが多い
 - 担当者による分析・解釈を通じての整理・記述の必要性
- 記録（文書）資料が作成・管理された背景の記述を重要視
- 図書館業務でいう「目録作成のための記述」に比べ、広い意味で「記述」の言葉を用いる

（上記は坂口貴弘氏の示唆による。前掲・古賀(2015)参照）

25

共通点（あるいは境界を引くのが
難しい領域）を考える

26

「灰色文献（grey literature）」

- 「書誌コントロールがなされず、流通の体制が整っていないために、刊行や所在の確認、入手が困難な資料。政府や学術機関などによる非商業出版物を指[す]」
 - 『図書館情報学用語辞典』第5版（丸善出版,2020）より
- しかし、灰色文献の位置づけは、インターネットの普及・活用により変化
 - さしあたりの所在の確認は比較的容易に
 - ただし、「永続的な所在の確認」まで保障されているかどうか
 - 「アップされていたのに、いつの間にか消えている」という事態はたびたび生じる

27

政府・自治体の場合

- さまざまな公的資料
 - 行政資料、議会資料、司法資料
 - 公刊されるか否か、あるいはどの範囲まで流通しているかの境目があいまいな場合も多い
 - 例：裁判の判決文を公刊する基準は？ / 民事判決原本の廃棄の危機から、国立公文書館への移管へ
- ウェブ上の資料・情報についてはどうか
 - 神奈川県立図書館ほかが運営する「神奈川県行政資料アーカイブ」の例
 - オープンデータも、長期的利用が保障されているか

28

神奈川県行政資料アーカイブ

神奈川県行政資料アーカイブ

データセット 組織 分類 About 利用規約 検索

データ検索

例 環境

タグの例 統計 事業概要等 研究成果

神奈川県行政資料アーカイブ 統計

1.2k	18	15
データセット	組織	分類

神奈川県行政資料アーカイブについて

神奈川県行政資料アーカイブは、従来紙媒体で提供していた県の主要な行政事務のうち、県のウェブサイトで公表している、統計書、年報等（行政資料）の電子ファイル、統計データ等を提供するサイトです。

裏が作成している情報を、地域の課題や社会の様々な問題の解決に向けて役立てられるよう公開していきます。

もっと読む・・・（Aboutページへ）

ご利用にあたって

コンテンツの利用にあたっては、下記リンク先にある「利用規約」の内容に同意したものとみなします。本利用規約の目的は、予告なしに変更することがありますので、最新の内容を確認してください。

神奈川県行政資料アーカイブ利用規約

https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/data_catalog/

29

大学の場合

- 学内向けの資料などの扱いは？
 - 履修の手引き（カリキュラムの全体像や、各科目の概要を示す）、シラバス、教員向け教務ガイド など
 - ペーパーレス化、インターネット／イントラネットの活用と、アーカイブとの関係は？
- 研究データの保存・活用
 - 「研究公正保障のためのデータ保存」の先は？

30

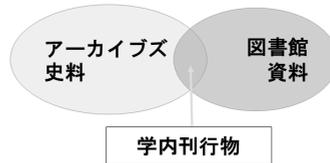
阿部伊作氏（東京基督教大学図書館）による 提案

- 阿部伊作「大学図書館における大学アーカイブズ（学内組織記録）の扱い：大学図書館と文書館機能機関との補完関係について」私立大学図書館協会研究助成 2009－2010 年度 個人研究報告書, 95p.
 - https://www.jaspul.org/pre/josei/houkoku2011_tokyokiristkyo.pdf
 - <https://www.jaspul.org/pre/josei/>

31

“（図書館）資料と（アーカイブズ）史料を繋ぎとめる学内刊行物”という阿部氏の提案

- “学内において軽視されている資料を整備すれば、学内組織記録に関する利用者の理解が進む。理解が進めば、既に持っている資料に新たな光があてられ、学術的な研究活動も促進される。その貴重性が認められればコレクションとしてまとめることも可能になる。”
（報告書p. 28）



32

おわりに：
「連携」に進む契機をどう考えるか

33

「残す／捨てる」の判断に、 まずは敏感に！

- ・「片付け」「断捨離」の意識だけでいいのか？
- ・日本の行政における「文書整理（廃棄）」意識の源流の一端は、以下の後半（第3部）にて検証：坂口貴弘『アーカイブズと文書管理：米国型記録管理システムの形成と日本』勉誠出版,2016
- ・図書にせよ記録（文書）にせよ、「どのようなものが自らの組織のために活用されたか」を示すもの
- ・特に「ボン・デジタル」の資料・記録に関する保存の取り組みやツールにつき、L・Aで共有を図ることも必要
- ・塩崎亮氏（聖学院大学）が精力的に研究・発信を継続中

34

ありがとうございました

- ・本講演は下記による成果の一部です。JSPS科研費JP19K12708「電子上の情報資源管理への新たな情報技術の導入に関する研究：国際比較を通じて」（基盤研究(C)、研究代表者：古賀 崇）

科研費
KAKENHI



天理図書館：教団アーカイブにしてLAM機能をあわせもつ「天理教文献室」を有する
<https://www.tcl.gr.jp/collection/special/tenrikyo/>

35